

## 木津川市城山台公園（大仏鉄道公園）大型遊具等整備・こどもの遊びイベント企画運営 業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 事業の趣旨・目的

市制施行 20 周年という節目にあたり、本市子ども・子育て支援の基本理念である「こどもたちの笑顔を未来へ～生きる力にあふれた子育て・子育て支援～」を更に推進するため、こどもが伸び伸びと遊べる空間創出の場づくりとして本市都市公園内に大型遊具等（インクルーシブ機能を有した遊具）を設置するとともに、当該公園内で設置した遊具をシンボルにして、こどもの「遊び」を通したイベントを実施することにより、こどもや保護者の交流を育み、すべての子育て世帯が喜びと楽しみを感じながら子育てを営み、次代の社会を担うこどもたちが健やかに成長できるまちづくりを目指すことを目的とする。本要領は、契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施するために必要な事項を定める。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

木津川市城山台公園（大仏鉄道公園）大型遊具等整備・こどもの遊びイベント企画運営業務

#### (2) 業務内容

別添「木津川市城山台公園（大仏鉄道公園）大型遊具等整備・こどもの遊びイベント企画運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 業務実施場所

城山台公園（大仏鉄道公園）内：木津川市城山台五丁目1番地

#### (4) 業務期間

木津川市議会の議決を得た日から令和9年3月25日まで

なお、本契約の締結については、仮契約締結後、木津川市議会の議決を要し、当該議決を得たときに本契約として成立するものである。

#### (5) 事業上限額

24,200千円（消費税及び地方消費税を含む。）

うち大型遊具等整備：23,100千円

うちこどもの遊びイベント企画運営：1,100千円

#### (6) 契約方法

随意契約

#### (7) 支払い条件

業務完了後に一括払

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者（以下「応募者」という。）は、参加表明書及び企画提案書等書類提出期限日において、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

なお、参加表明書及び企画提案書等書類提出後においても、要件を満たさなくなった場合は参加を認めないものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 木津川市の令和 8 年度物品及び役務の提供等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (5) 木津川市暴力団排除条例(平成 24 年木津川市条例第 36 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱(平成 19 年告示第 115 号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 国税及び木津川市税を滞納していない者であること。
- (8) 本件に類似した大型遊具等整備業務の実績を有すること。

### 4 スケジュール

項 目	年 月 日
公告	令和 8 年 6 月 1 6 日 (火)
質問受付期限	令和 8 年 6 月 2 3 日 (火)
質問回答日	令和 8 年 6 月 2 9 日 (月)
参加表明書・提案書等提出期限	令和 8 年 7 月 6 日 (月) 正午まで
1 次選定 (書類審査)	令和 8 年 7 月 1 3 日 (月) (予定)
1 次選定結果通知	令和 8 年 7 月 1 7 日 (金) (予定)
プレゼンテーション実施日	令和 8 年 7 月 3 0 日 (木) (予定)
審査結果通知、契約内容の協議	令和 8 年 8 月上旬
仮契約の締結	令和 8 年 8 月中旬～下旬

※本件は、木津川市議会の議決を要するため、本契約成立は令和 8 年 9 月末(予定)となる。

## 5 質問事項の受付及び回答

### (1) 受付期限

令和8年6月23日(火)

### (2) 受付方法

質問書(様式第1号)により下記あて電子メールにより提出すること。

E-mail:kodomo@city.kizugawa.lg.jp

### (3) 回答方法

本ホームページに掲載する。

### (4) 質問内容

質問内容は、本実施要領及び仕様書に関するもののみとし、審査(評価)に関する質問は一切受け付けない。

## 6 現地視察

現地視察が必要な場合は、令和8年6月23日から7月6日の間で参加申込者が自由に行うことができる。ただし、前もってこども未来課(0774-75-1229)に連絡を行うこと。

## 7 参加申込みの手続き等

### (1) 提出書類

#### ①参加表明書等

提出書類	様式	提出部数
参加表明書	様式第2号	正1部
事業者概要書	様式第3号	正1部、正の写し5部
業務実績書	様式第4号	正1部、正の写し5部

#### ②企画提案書等

提出書類	様式	提出部数
提案書表紙	様式第5号	正1部、正の写し5部
提案書 ※1、※2	A4任意	正1部、正の写し5部
業務実施体制	A4任意	正1部、正の写し5部
工程表	A4任意	正1部、正の写し5部
見積書 ※3	A4任意	正1部

注)「正の写し」については、全ての書類において提案者を推定することができる情報(事業者名、代表者名、住所、マーク、ロゴ等)を削除して提出すること。

※1 企画提案は、仕様書に基づいた内容とし、仕様書に示す要求事項を上回る独自の

提案をする場合は、そのポイントが明確にわかるように記載すること。

- ※2 企画提案書は、A4用紙サイズとし、ページ数は表紙や目次等を除き25ページ以内とする（A3用紙サイズの使用も可とするが、ページ数はA3用紙片面でA4用紙2ページとして取り扱い、当該用紙は折り込み、A4判にして綴り込むこと）。印刷は両面印刷とし、ページ数を付すこと。文字サイズは10ポイント以上で作成し、大型遊具等整備とこどもの遊びイベント企画運営業務を区分し提案すること。
- ※3 見積書は、仕様書に定めるとおりとし、遊具等整備とこどもの遊びイベント企画運営業務の内訳が分かるものとする。

(2) 提出期限

令和8年7月6日（月）正午まで

※午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出方法

持参又は郵送（受付期間内に必着させるものに限る。）

(4) 提出先

木津川市役所2階（6番窓口）こども未来課

8 審査・選考方法

城山台公園（大仏鉄道公園）大型遊具等整備・こどもの遊びイベント企画運営業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、別表「審査基準」に基づき提案書等の審査を行う。

(1) 1次選定（書類審査）

①期日

令和8年7月13日（月）（予定）

②実施方法

- ・ 提出書類に基づき応募者の参加資格を確認する。
- ・ 応募者数が4者を超えた場合は、企画提案書等の内容を書類審査し、上位4者に絞り込む。なお、1次選定の評価点は最終的な事業者決定に影響を与えないものとする。
- ・ 応募者が4者に満たない場合でも、提出書類に不備等があった場合及び提案見積金額が提案上限額を超えた場合には失格とする。
- ・ 1次選定の結果を令和8年7月17日（金）までに応募者に対して電子メールにて通知する。

(2) 2次選定（プレゼンテーション）

①期日

令和8年7月30日（木）（予定）

②実施方法

- ・時間、場所など詳細については別途連絡する。
- ・所要時間は30分以内（説明20分以内、質疑10分以内）とする。
- ・出席者は3名以内とし、説明は担当責任者が行うこと。
- ・説明は提案書の内容とし、新たな資料の配布及び使用は認めない。

### (3) 審査

提案内容、業務実施体制、見積額等を総合的に審査し、選定委員会において最高評価点を得た者を契約優先候補者として選定し、次に高い者を次順位優先候補者として選定する。最高評価点を得た者が複数の場合は、選定委員会の多数決により選定する。なお、評価点の合計が6割に満たない場合は、契約優先候補者として選定しない。

### (4) 結果通知

プレゼンテーションの審査結果は、契約優先候補者が決定した後、速やかに本審査参加者に電子メールで通知するとともに、本市ホームページに掲載する。

## 9 契約

審査の結果、契約優先候補者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。なお、下記のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、次順位優先候補者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 本要領3に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき又は契約優先候補者が契約を辞退したとき。
- (3) 申込書類、提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。
- (5) 本事業は議会の議決を要することから契約交渉後、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決が得られたときに本契約として成立する。但し木津川市議会の議決が得られなかったときは、この契約は無効とする。この場合、仮契約者に損害が生じることがあっても、市は損害の責めを負わない。

## 10 欠格事項

次の条件に該当する場合は欠格とする。この場合、提案者の審査を行わず、契約優先候補者とししない。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類の内容が示された条件に適合していない場合
- (4) 見積額が提案上限額を超える場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 談合その他不正行為があった場合

- (7) プレゼンテーション（ヒアリングを含む。）を理由なく欠席した場合
- (8) 1事業者で2件以上の企画提案書を提出してきたとき。

## 11 その他

- (1) 本要領及び仕様書に定めのない事項については、契約優先候補者選定後、双方協議のうえ決定する。
- (2) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式第6号）を提出すること。
- (4) 提出書類の追加、修正、差替又は再提出は、必要と認めた場合を除いて認めない。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類は、審査に必要な範囲において、複製を作成することができるものとする。
- (8) 提出書類の著作権は各参加者に帰属するものとし、無断で目的外に使用しない。
- (7) 提出書類について、本件に係る公文書開示請求があった場合は、木津川市情報公開条例（平成19年木津川市条例第7号）及び「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準について」に基づき開示する。
- (8) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は提案者が負う。
- (9) 契約の履行にあたり労働関係法令等を遵守すること。
- (10) 参加に関して使用する言語は日本語、通貨単位は円とする。
- (11) 本プロポーザルに関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。
- (12) 審査の経緯、結果に関する質問や異議申し立てについては、一切受け付けないので、これを承諾のうえ応募すること。

## 12 事務局

木津川市 こども未来部 こども未来課

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110-9

TEL：0774-75-1229（直）、0774-72-0501（代）

FAX：0774-72-0553

E-mail：kodomo@city.kizugawa.lg.jp

別表「審査基準」

審査の項目		評価基準	配点
遊具整備に関する項目	① 業務実績	大型遊具等設置工事やこども関連イベント企画運営業務において十分な実績があるか。	10点
	② 業務体制	業務の実施体制及び人員配置が具体的に示されているか。	5点
	③ 提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	5点
	④ 企画内容の実現性	実施スケジュール等が具体的で実現性があるか。	5点
	⑤ 当該整備事業目的の整合性等	エリア全体の整備内容が、統一感のある魅力的な提案（遊具の色調、配置、公園との親和性・ストーリー性等）となっているか。	10点
		設置環境に適した機能を有した遊具を提案しており、ユニバーサルデザインの機能を有しかつ、利用者の利便性や遊びやすさに配慮した全体の遊具構成となっているか。	10点
	⑥ 遊具の魅力度等	冒険心や好奇心を掻き立て、様々な遊びの形態を提供し、何度も利用したくなる遊具を提案しているか。	10点
		シンボリックなインパクトのある遊具でありかつ、インクルーシブ遊具としての機能を有したものであるか。	10点
	⑦ 維持管理	劣化の軽減に配慮し、耐用年数が長くなる耐久性のある材料を使用しているか。	10点
		日常点検及び小修繕を容易に行うことができる材質・構造となっているか。	10点
定期点検費用及び大規模修繕費用を節約できる構造の施設や提案となっているか。		5点	
⑧ 安全に対する配慮	幼児・児童の動線の混在を避ける、案内板を設置する等の安全対策が適切に講じられているか。	10点	
⑨ その他	業務価格の範囲内で実施可能な追加提案があるか。	5点	
イベントに関する項目	⑩ イベントに対する考え方	事業の目的・条件・内容を理解しており、来場者が楽しめる魅力あるものになっているか。	10点
	⑪ 企画内容	来場者が興味を持ち、行ってみたいと思わせる企画内容となっているか。	20点
		会場レイアウトは合理的で、イベント人員配置は適切か。	10点
		十分な安全対策が講じられているか。	10点
		屋外環境に適したイベントが開催できるような対応・対策が考えられているか。	10点
⑫ 業務遂行能力	本イベント部分に関し同種の受託実績があるか。	5点	
⑬ 実施スケジュール	打ち合わせ・準備等、適切な業務実績スケジュールであるか。	10点	
価格審査	見積金額の比較	評価点の満点×（提案のうち最低見積額/自社の見積額） （20点） ※小数点以下切り捨て	20点
合 計			200点